

## 有明海ガザミ資源回復計画の取組状況

### 1. 漁獲努力量の削減措置

#### ① 抱卵ガザミ(黒デコ)の保護

関係県において、抱卵ガザミの産卵機会の確保のため、採捕された抱卵ガザミ(黒デコ)の再放流を実施している。なお、漁獲努力量削減には直接結び付かないが、一部の抱卵ガザミについて一定期間蓄養して放卵後に出荷する資源添加の取組も行っている。

#### ② 小型ガザミの再放流

関係県において、小型ガザミの保護のため、採捕された全甲幅長12cm以下のガザミを再放流している。

#### ③ 休漁期間の設定

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第24号に基づき、有明海において、平成22年6月1日から6月15日までの間、たも網その他のすくい網によるガザミの採捕を禁止し、抱卵ガザミの保護を行った。

#### ④ その他

関係4県において、マリーナ・フィッシャリーナ、釣具店、関係漁協等に対してリーフレットによる資源回復計画の取り組みの周知を行った。

### 2. 資源の積極的培養措置

#### 〔平成22年度ガザミ種苗放流状況〕

単位：千尾

区分	放流尾数	放流サイズ	放流場所	放流時期	備考
福岡県	697	C3～C5	有明海	6～8月	
佐賀県	1,792	C1、C5	有明海	6～9月	
長崎県	644	C3～C5	有明海	6～7月	
熊本県	984	C1、C3	有明海	6～7月	

※放流サイズの「C1～C5」は、脱皮の回数。

#### (平成20・21年度の放流尾数)

単位：千尾

区分	平成21年度	平成20年度	備考
福岡県	407	348	
佐賀県	1,714	2,529	
長崎県	636	410	
熊本県	850	625	

### 3. 漁場環境の保全措置

長崎県において、漁場の環境を改善するため、20年度から22年度までの3年間、水域環境保全創造事業（公共事業）による有明海の海底耕耘を実施した。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第二十七号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、有明海におけるがざみの採捕について、次のとおり指示する。

平成二十三年三月三日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 橋本明彦

## 1 指示の内容

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第百二十号）第二条第一項に規定する有明海において、平成二十三年六月一日から同年六月十五日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。